

第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務

2 本書の目的

本書は、「第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合があります。

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 事業規模（契約限度額）

総額 7,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

7 企画提案を求める事項

- (1) 基本的認識に関すること
- (2) 業務遂行能力に関すること
- (3) 別添「業務仕様書」の実施項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法
※ なお、一部の項目で企画提案書に必ず掲載する必要のある項目を定めていることから、必ず内容について8(2)にて確認すること。

8 契約候補者の選定方法

- (1) 審査
第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。企画提案者が5者以上となった場合、企画提案書の書面審査

を行い、プレゼンテーション審査を行う上位4者までの企画提案を選定する。

(2) 審査基準

下表のとおり。

これに加えて、満点評価とならなかった提案事業者を対象として、企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌SDGs企業登録制度の登録企業である場合は、本業務とSDGsの親和性を考慮し委員1人当たり2点を加点する。

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

【審査基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 基本的認識【10点】	
①趣旨・背景の理解（10点）	当該項目については、札幌市公式HP（URL： https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keikaku/2ndvision.html ）にて公表されている「第2次札幌市産業振興ビジョン」をもとに、改定に向けた基礎調査の方向性に関する提言を企画提案書に掲載することとし、下記の視点で審査を行う。 ・第2次札幌市産業振興ビジョンの構成や、社会経済情勢の変化に伴う改定の必要性を十分に理解しているか。（5点） ・札幌市の産業振興における課題等について仮説を立て、今回の基礎調査においてどのような調査結果を得ることが望ましいか、示しているか。（5点）
2 業務遂行能力【25点】	
①組織体制（10点）	・業務の効果的な遂行にあたり、適切な人材の登用と十分な人員配置が予定されているか（5点）。 ・委託者が成果物の内容を確認できる環境を整備・提供することができているか（5点）。
②類似業務の実績（10点）	・業務の実行力を示す類似業務（統計分析業務、アンケート・ヒアリング調査業務、行政計画の策定支援等）の実績及びノウハウを有しているか。
③積算の妥当性（5点）	・契約限度額の範囲内において、適切な予算配分による積算がされているか。
3 企画提案内容【65点】	
①統計情報等の分析プロセス（20点）	当該項目については、業務仕様書3(1)にて定める札幌市から提示される調査テーマを「札幌市の市民一人あたり市内総生産は他政令市と比較してなぜ低位なのか」とした場合、どのような考え方で分析・提案を行うかを企画提案書に掲載することとし、下記の視点で審査を行う。 ・客観的データに基づき説得力のあるレポートを作成する手法が具体的に示されているか。（10点） ・単なるデータ集計に留まらず、発展的な仮説や具体的な施策の方向性を導き出す分析プロセスが示されているか。（10点）
②アンケート調査のサンプル数	・回答率3割（3,000通）を確保するためのUI/UXの工夫や、効果的なフォローアップ策が具体的に提案されているか。

確保力（10点）	
③ヒアリング調査方針の妥当性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・25件程度の有識者・経営者等の選定について、札幌市の産業構造を網羅したうえで、実行性のある調査を実施できる方針が示されているか。（5点） ・形式的な聴取に終わらず、ビジョン改定に資する深い知見を引き出すための進行・整理手法が示されているか。（5点）
④結果報告書作成にあたっての総括・提言能力（15点）	<ul style="list-style-type: none"> ・統計分析、アンケート調査、ヒアリング調査の異なる性質のデータを統合し、今後の施策に繋がる「基礎調査結果報告書」としてまとめ上げる考え方が論理的に示されているか。（5点） ・札幌市の特性を踏まえた、独創的かつ実現可能性のある施策検討の視点が提案に含まれているか。（10点）
⑤独自提案（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な追加提案があるか

9 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向申出書	様式2
③	企画提案書提出書	様式3
④	企画提案者概要	様式4

(2) スケジュール

①	告示／ 4月10日（金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市HPにて、告示文、本提案説明書、仕様書、各種様式を公表するため、各種様式をダウンロードのうえ使用すること。
②	質問の受付／ 4月15日（水）17：00まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・質問書（様式1）に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。 ・提出方法は、電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない（送信先は後記12に記載）。 ・電子メールのタイトルは「第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務 質問書（事業者名）」とする。 ・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。 ・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。
③	参加意向申出書の受付／ 4月20日（月）17：00まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案への参加を希望する事業者は、後記10(1)の「参加意向申出書（様式2）」を提出すること。 ・提出方法は、電子データをメールにて送付（<u>締切日必着</u>）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする（送付先は後記12に記載）。 ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
④	企画提案の受付／ 4月27日（月）17：00まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・後記10(1)の「企画提案書提出書（様式3）」「企画提案者概要（様式4）」「企画提案書（様式任意）」「見積書（様式任意）」を全て提出すること。なお、企画提案書については、後記10(2)の留意事項を確認の上、作成すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする（送付先は後記12に記載）。 提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
⑤	書類審査の実施 ／ 4月28日（火）を予定
	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案者が5者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案者の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位4者までの企画提案を選定し、令和8年4月30日（木）までに企画提案提出者に通知するものとする。
⑥	プレゼンテーション審査の実施 ／ 5月1日（金）を予定
	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。 開始時間や場所は、別途期日前に企画提案書を提出した事業者に連絡する。 審査は、1企画提案あたり、25分間（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、札幌市の指定した時刻から、順次個別に行うものとする。 出席者は1提案者あたり3名以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。なお、当日は本市が所有するモニターの使用は認めるが、モニター及びHDMIケーブル以外の備品については企画提案者が全て持参すること。追加の資料配布は認めないものとする。 プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
⑦	審査結果通知 ／ プレゼンテーション審査実施後
	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。 審査の過程については公表しない。 審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。連絡方法は電子メール又はFAX又は電話（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする。回答は質問者に対して個別に行う。
⑧	契約手続き ／ 5月上旬予定
	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する。ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

10 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

【全ての事業者が提出する書類】

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書（様式2）	1部	4月20日（月） 17:00まで
企画提案書提出書（様式3）	1部	4月27日（月） 17:00まで
企画提案者概要（様式4）※	9部	
企画提案書（様式任意）※	9部	
見積書（様式任意）※	9部	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書はA4判（縦・横不問）、片面印刷で20ページ以内（表紙及び目次を含む。）とすること。
- イ 表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。
- ウ 見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。
なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。
- エ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

11 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るものの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

12 企画提案書等提出・問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎15階北側）
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課企画係 担当：中川、熊谷
電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130
E-mail：keizaikikaku-kikaku1@city.sapporo.jp